大阪市告示第1161号

次の金融機関の店舗について、大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の追加指定の決定をしたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第8項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年8月26日

大阪市長 横 山 英 幸

金融機関名	店舗名	所 在 地	指定年月日
大阪協栄信用	くろもん支店	〒 542−0073	令和7年
組合		大阪市中央区日本橋2丁目9番18号	9月1日

(会計室会計管理担当)